

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成28年3月8日(火)

開会 13時30分

閉会 15時10分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員担当)木平芳定、

次長(学校教育担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)中嶋中、

次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 学校防災推進監 清水英彦、班長 大辻勝己

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 辻成尚、主幹 上村和弘

教職員課 課長 小見山幸弘、課長補佐兼班長 竹尾和彦、班長 岡村芳成、
主幹 池山智之、主幹 田中宏明

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 井ノ口誠充、主幹 杉阪英則

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 早津俊一、主査 酒井未央

5 議案件名及び採択の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|---|------|
| 議案第57号 平成29年度三重県立高等学校入学者選抜 実施方針(案)について | 原案可決 |
| 議案第58号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則案 | 原案可決 |

6 報告題件名

件 名

報告1 「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の
一部改正について

報告2 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(案)(教育委員会関係)
について

- 報告 3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について
- 報告 4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる特定事業主
行動計画の策定について
- 報告 5 教職員の資質能力向上支援事業の平成 27 年度実施結果及び平成 28 年度
概要について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 28 年 2 月 17 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 57 号は公表前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 58 号を審議し、報告 1 から報告 5 の報告を受けた後、
非公開の議案第 57 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 58 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開） （森井特別支援教育課長説明）

議案第 58 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のと
おり提案する。平成 28 年 3 月 8 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案につい
ては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員
会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2 ページをご覧ください。規則案要項となっております。この案は、昨年の 6 月 2
7 日の教育委員会定例会においてお認めいただきました、三重県立聾学校高等部専攻
科の学科改編に伴って、規則の一部を改正するものです。

改正内容は、三重県立聾学校高等部専攻科の理容科の生徒の募集を平成 28 年度よ
り停止し、専攻科に在籍者がいなくなる平成 28 年度末をもって廃科とすること、工
芸科を産業工芸科に、被服科をライフデザイン情報科にそれぞれ改編します。施行期

日は平成28年4月1日とします。

3ページをご覧ください。改正案と現行の新旧対照表です。お示ししましたように理容科を削除し、工芸科を産業工芸科に、被服科をライフデザイン情報科に変更いたします。三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案についての提案は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

これは応募者数の需要に合わせてということですかね。

特別支援教育課長

まさしくそのとおりでございます。理容科を卒業した後、ここ10年、理容師への道を取っているものはございませんので、そういう形で取らせていただいた対応でございます。

山口教育長

専攻科は何人ぐらい本科から来ていますか。

特別支援教育課長

今年度は1年生が4名、2年生は今年度おりません。

教育長

専攻科の話ですね。本科が26人で学科改編ですね。

特別支援教育課長

はい。

委員長

ご意見はよろしいですか。

ある意味、個人的見解ですが、20年ぐらい前の話ですので、今とは大分時代が違おうと思います。私の会社に豊学校卒業の子がおりまして、非常にいい動きをしてくれていました。持続力がすごくある子で、もちろんコミュニケーションなどは一工夫しましたが、先生方や生徒さんたちに、もし言える機会がありましたら、決して将来、就職するということに対して、悲観的になることはないと思いますので、そういうことが伝えられたらと思っております。

よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について (公開)

(清水学校防災推進監説明)

報告1 「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について

「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成28年3月8日提出 三重県教育委員会事務局教育総務課長。

1ページをご覧ください。まず、「1 改正の趣旨」でございます。現在、県立学校におきましては、暴風警報や特別警報などの気象警報等が発表された際には、教育委員会公告「台風時等における児童生徒の登下校の指導及び授業実施について」に基づいて、各学校長が休校等の判断を行っております。同報告の趣旨は、暴風警報や特別警報が発表された場合、始業時前であれば登校させない。始業後であれば帰宅させるか、危険なら帰宅させず保護するというものでございます。また、その他の注意報や警報が発表された場合も、必要に応じて暴風警報に準じることとしているところでございます。

1ページの中ほどの表をご覧ください。津地方気象台の警報・注意報発表基準から、暴風警報と暴風雪警報を抜粋したものでございます。ここにご覧のように暴風雪警報の発表基準は、暴風警報の発表基準平均風速に「雪を伴う」が加えられたものでございますので、暴風雪警報発表時には暴風警報と同様の対応をする必要がありますが、現在、公告には暴風雪警報発表時の対応については明記しておりません。このため、所要の改正を行うものです。

「2 改正内容」です。2ページと3ページをご覧ください。2ページが改正版で、3ページが現行版です。2ページの改正版の下線を附した部分が、今回、改正する箇所です。「1 始業時前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合」「2 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合」「3 暴風警報又は暴風雪警報の地域的差異、学校のおかれている諸条件」とございますが、いずれも暴風警報と記載のある箇所の後ろに、「又は暴風雪警報」を追記するものでございます。このほか、1の(3)アですが、上記(2)の場合、警報が午前11時までに解除された場合の注意事項として、道路、橋りょうの決壊、浸水の後ろに積雪を追記いたします。改正内容については、以上でございます。

なお、参考資料として4ページ5ページに新旧対照表を付けさせていただいております。なお、その一部改正につきましては、3月17日の教育公報への登載、公告を予定しております。公告日の3月17日から適用してまいりたいと考えております。以上でございます。

【質疑】

森脇委員

暴風雪警報に対応するということですね。対応する必要がある場合が三重県でも想定されるということでしょうか。

学校防災推進監

これまで三重県内でも一度ですが、県内全域に暴風雪警報が発表されたことがございます。少し古いですが、気象台に確認させていただきました。今回改正させていただく契機になったのも、県民の方から今の県立学校の休校基準はどのようになっていくのかという中で、暴風雪警報について分かりにくいのではないかとというご提案があ

りましたので、私ども改めて確認させていただいたところ、暴風警報に雪を伴うと、まさしくこちらのほうが危ないということで、明示しておいたほうがいいのではないかとということで今回の改正をさせていただきます。

委員長

あと、よろしいでしょうか。むしろ、私、今まで入ってなかったのが不思議です。私は北勢地方ですが、年に2～3回は結構危ないと思うぐらい。

学校防災推進監

なかなか暴風雪警報というのはこれまで出てはおりませんが、大雪警報が何度か出ていますので、現行の基準でも一番下の5番で「その他の警報・注意報」で準じて適切な処置を講じるとしておりますので、暴風警報に限ったものではないですが、分かりやすく触れさせていただいたほうがいいかということで、今回の改正ということでございます。

委員長

2ページの左上のほう、平成28年3月、日にちはいつから。

学校防災推進監

3月17日に教育公報に掲載させていただきますので、この日から適用させていただきますと思います。

委員長

よろしいですね。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(案)(教育委員会関係)について (公開)

(宮路教育政策課長説明)

報告2 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(案)(教育委員会関係)について

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(案)(教育委員会関係)について、別紙のとおり報告する。平成28年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

県民力ビジョンにつきましては、ご承知のとおり、県政運営の基本的な姿勢や政策展開の方向性を示すということで、現行の県民力ビジョンの行動計画が平成24年4月に策定をされております。この県民力ビジョンという全体の計画がありまして、それを着実に推進するために行動計画というものが策定されておりまして、第一次行動計画にあたる24年度から27年度のものでございます。今年度で終了しますので、来年度から第二次行動計画ということで策定を進めてきました。計画期間は平成28年度から平成31年度ということで、これは今まで報告させていただいた教育ビジョンや施策大綱と一致しております。

それでは、資料の1ページをご覧ください。目次で書かせていただいておりますが、

現行の第一次行動計画においては、政策という欄のところで、今、「学びの充実」と書かせていただいておりますが、「教育の充実」という形で「学力の向上」「地域に開かれた学校づくり」「特別支援教育の充実」「学校における防災教育、防災対策推進」という4本の施策を掲げておりました。

今回、第二次行動計画につきましては、そこにありますように「施策221」から「施策226」までを教育委員会が所管するというところで、これは教育施策大綱の教育施策と整合を図った形となっております。また、教育ビジョンの基本施策とも一致する形で置いたものです。「施策222」は、タイトル名を少し短くということで縮めてありますが、趣旨は同じです。

下の2番目が、他部局が主担当の施策の中で教育委員会が担当する基本事業ということで、例えば、防災・減災の政策の中で「施策 111」という一番上の番号ですが、「災害から地域を守る人づくり」の中に、「学校における防災教育の推進」という基本事業が入っております。また、同様に「教育施設の防災対策」であるとか、それぞれ「人権の尊重と多様性を認め合う社会」、「希望がかなう少子化対策の推進」という他部局の施策の中で教育の基本事業を行っているものも含まれております。

それでは、簡単に説明をさせていただきます。次ページをご覧ください。「施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」です。記述につきましては、これまで教育施策大綱、教育ビジョンで説明させていただいた内容と整合を図ってほぼ一致をしております。目指す姿につきましては、教育ビジョンの基本施策の目指す姿にこれから持ってきたということで、既にご覧をいただいている内容ばかりかと思えます。特に、取組方向につきましては、基本的には教育施策大綱の主な取組内容をそこへ持ってきて整合を図る形をしております。そういう内容ですので、改めて一つひとつの説明を省かせていただき、どういう構成をしているかを中心に説明させていただきます。

まず、この施策221につきましては、3ページにありますように基本事業として「学力の育成」、「グローバル教育の推進」、「キャリア教育の推進」と3本を掲げまして、全体の県民指標として「全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数」ということで県民指標を置いたところですので。この県民指標、県の活動指標は一番右側の欄にあります。これにつきましても、教育ビジョンとすべて整合を図った指標となっております。

同様に4ページをご覧ください。と、「人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成」ということで施策222にございますが、この施策につきましても、「道徳教育の推進」、「郷土教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」という基本事業で構成をしており、全体の県民指標としては、「自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合」ということで掲げさせていただいております。

続いて、6ページをご覧ください。「施策223 健やかに生きていくための身体の育成」ということで、これについては、教育ビジョンとほとんど同じ構成となっております。構成は基本事業として、「体力の向上と運動部活動の活性化」、「健康教育の推進」、「食育の推進」を掲げて、全体を示す県民指標として、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」を掲げております。

8ページの「施策224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進」ということで、これもほぼ教育ビジョンで見ていただいた基本施策と合致をしております。基本事業として、「早期からの一貫した支援の推進」、「特別支援学校のキャリア教育の推進」、「特別支援学校の整備」ということで、全体を示す県民指標としては、「特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率」ということで掲げております。

10ページの「施策225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」です。これにつきましては、主な取組内容として基本事業に、「いじめや暴力のない学校づくり」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「不登校児童生徒への支援」の3本を掲げ、県民指標として「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」ということでまとめております。

続いて、12ページの「施策226 地域に開かれ信頼される学校づくり」です。この施策については、13ページにありますように「開かれた学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「教職員の資質向上」、それから、環境生活部私学課の担当する事業の「私学教育の振興」という4つの事業で構成をしております。全体の指標、県民指標としまして「コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合」ということで示しております。

14ページ以降につきましては、先ほど他部局が主担当の施策の中でということで、「施策111 災害から地域を守る人づくり」につきましては、15ページの中ほどにあります「学校における防災教育の推進」という基本事業を教育委員会が担当することとしております。

同様に、16ページの「施策112 防災・減災対策を進める体制づくり」としまして、教育委員会の主担当の基本事業について、18ページですが、「教育施設の防災対策」として基本事業を掲げております。

20ページの「施策211 人権が尊重される社会づくり」ということで、21ページにありますように「人権教育の推進」という基本事業を教育委員会で担当しております。

22ページの「施策213 多文化共生社会づくり」につきましては、23ページにあります基本事業の「日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援」を教育委員会が担当することとしております。

24ページの「施策228 文化と生涯学習の振興」につきましては、25ページの中段にあります「文化財の保存・継承・活用」及び「社会教育の推進と地域の教育力の向上」の基本事業を教育委員会が担当することとしています。

最後、26ページをご覧ください。「施策233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実」です。この施策の中で、27ページにありますように「家庭・幼児教育の充実」を主担当として教育委員会が担うこととしています。主に幼児教育に関する部分を教育委員会が担いながら、子ども・家庭局と連携していきます。内容を少し端折りすぎましたが、あと、後ろには数値目標の一覧、関係分の掲載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。これ、案を取る作業がこれからあるんですね。

教育政策課長

この行動計画につきましては、議会の議決になりますので、それが議決されたところで案が取れると思います。

委員長

そういうことですね。よろしいですか。

岩崎委員

数値目標はある意味、多分県民の皆さんもあるいは議会からも一番目に付く課題になる部分だと思いますが、基本的に31年の数値目標は、ある意味、えいやっで置いていると考えていいんですか。特にパーセンテージで置いてあるものは。例えば年1%ずつ増えていっているかと思えば、そうではない部分があったりする、同じ項目でもありますね。これは過去のトレンドを引っ張ったという作業まではしていないんですね。

教育政策課長

この数字の設定の仕方は、全庁的に今おっしゃった過去のトレンドからやるという方法と、目標が100かゼロかというものもありますので、そういうのをまず目標に上げてという、3種類4種類の設定の仕方をしながら、かなりチャレンジングな目標もありますが、基本的には過去の推移を見ながら、より伸ばしていくとか、これは100でないといけないものは、ゴールを100に据えてどれぐらいずつ上げていくとか、そういう設定の仕方をまず考えてつくっております。

岩崎委員

いずれにせよ、これがチェックされることになるんでしょうね。達成されなかったのはなぜだという話になっていくので。

委員長

あと、よろしいですか。嫌みっぽいことを言うかも知れませんが、我々民間の企業の場合は、こういうプランをつくった人とフォローする人が一緒のことが多いです。これが4年になってくると、ここでつくった人たちが、4年後にこれを実現するのにどれぐらい携わってみえるかと。組織の成り立ちが違いますので、どちらがいい悪いのものではないですが、組織としてむしろ磨かれていくように、この中身は悪く言えば抽象的、どうとでも取れる部分も私はあるだろうと思います。人が替わろうと何があろうと、組織として磨き上げていくことを、特にこういう長期ビジョンの場合、お願いしておきたいと思います。

あとはよろしいでしょうか。この後、議会に上程されて、この案がすぐに作業に入るということでよろしくお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について (公開)

(宮路教育政策課長説明)

報告3 県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について

県立高等学校活性化に係る地域協議会の開催状況について、別紙のとおり報告する。
平成28年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

別紙の1ページをご覧ください。

県立高等学校の活性化に係る地域協議会につきましては、中学校卒業生数の大幅な減少が予想されている伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において協議会を設置しています。その中で今後の県立高校のあり方について協議をしているところです。27年度、今年度における各地域協議会の開催状況について報告をさせていただきます。

まず、「1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会」です。伊勢志摩地域につきましては、昨年度に引き続き、活性化協議会のほかに「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」を開催し、各高校の存在意義や担うべき役割、地域活性化等の視点から県立高校の特色化・魅力化及び適正規模・適正配置について協議を行っているところです。

また、今年度、この地域における中学校の減少予測等を保護者や学校関係者に説明し、今後の県立高校のあり方について広く意見を聞いていく取組として、「伊勢志摩地域高等学校活性化を考える会」という名称で、地域の7市町全てにおいて開催したところです。

それぞれの開催日は(1)にありますように、全体の活性化推進協議会は、7月から3月まで予定も含めて3回開催する予定です。ワーキング会議を2回開催し、高等学校活性化を考える会につきましては、それぞれ各市町で開催し、全体で416人の参加をいただきました。

(2) 主な意見として、活性化推進協議会では、まず、小規模化している高校においても進学コースを設けたり、ICT機器の活用等でさまざまな活性化の取組が可能であるので、地域のニーズ、地域に必要な学校ということを考えながらやってほしいという意見が出ております。

一方で、2つ目のところに、伊勢市内の高校が定員を充足しており周辺の学校が充足していないという現状がありますので、それについて、市内の規模が維持できているのは、周辺から生徒が進学していることがあるという意見もいただいております。

ワーキング会議につきましては、各市町が地元の学校の存続という意見が強うございますので、それを望むのであれば、財政的支援なり人的支援なりをすべきであるという意見や、生徒が地元の高校に進学する割合を増やしていくことが大切な視点であるという意見をいただいております。

今年度初めて実施した活性化を考える会については、小学校の保護者等には高校の情報はまだ伝わっていないということも見えてきまして、そういう中での意見ではPRを充実してほしいとか、子どもたちが魅力や特色を正しく理解して選べるようにしてほしいという意見をいただいたり、ある程度の規模が必要という意見もある一方で、多くの方からは、地元に残すべきだという意見をいただいたところです。

(3) 今後の進め方ですが、本年度の協議、それから今回行いました考える会での保護者等の意見を参考にしながら、更に具体的な協議を来年度進めていきたいと考えております。

「2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会」です。この地域については、これまで平成26年度、27年度にかけて、特に26年度は、特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援、それから、この地域への中高一貫校の設置と地域全体の学科の配置という大きな3つの柱で協議をしてきたところです。昨年度末に報告させていただいたかと思いますが、中高一貫については、この地域ではなかなか難しいであろうという結論をいただきまして、今年度、特に特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援を中心に協議をいただきましたが、一定の方向性をまとめていただきました。

あと、学科の適正な配置についても協議を始めています。

開催日は(1)のとおり、3回実施し、(2)に記載のとおり、伊賀地域における「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」について、方向性として、下に記載のとおり、多様な教科・科目を選択できるよう教育課程を柔軟にすること、また、授業方法・授業形態を工夫することなどによって、広く生徒を受け入れることにつながるという観点から、10月には和歌山県の先進校視察も委員の方々にも行っていただきまして、取り組むべき方向性を協議した結果、①から④に記載の内容で進めていくべきだという意見でまとめていただきました。

(3) 今後の進め方です。来年度につきましては、「地域全体の学科の適正な配置」を中心に協議をしていきたいと考えております。この間の議会でも建築土木の学科が必要との意見も含めて検討していかなければということです。

「3 紀南地域高等学校活性化推進協議会」でございます。この地域には木本高校、紀南高校の2校がございますので、まず、両校の活性化に向けた取組や今後のあり方をテーマとして検討していただいています。それから、平成24年度に木本高校が5学級、紀南高校が2学級を維持できない場合は統合がやむを得ないというまとめをいただいておりますので、それに沿って将来的に統合して新たな学校を設置する場合の学校像についても協議をいただいております。

開催日は、今年度4回実施し、(2) 主な意見として、木本・紀南両高校の活性化に向けた取組や今後のあり方については、地域で小中高12年間のスパンで、学力などいろいろしっかり育てていく必要があるということで、小中学校と高校が連携して学力向上に取り組むことが大切ということや、地域を担える確かな人材を育てていくことが、両校の活性化にもつながっていくという意見もいただいております。

②将来的に新たな学校を設置する場合の学校像等については、全体としては大学進学から就職したい子、いろんな進路に応じられるような学校、キャリア教育が必要であるということ、そういうことを実現するために進学に対応する普通科と、「総合学科」のようないろいろなニーズに応じて選択できる学科がよいという意見がある一方で、入口の段階では全部普通科にしておいて、入ってからいろんな学びが選択できるという3つ目のコースの意見ですが、普通科の中にさまざまなコースを設置した学校がいいという、大きくはこの2つに分かれた意見が出ております。

設置の場所については、多くの委員からは、今、紀南高校、木本高校の中間のような位置で、しかも津波等の被害のない高台に新しい学校をつくるべきだという意見が多く出されております。

一方で、木本高校、紀南高校がもしなくなる場合の地域への影響を考えながら進める必要があるだろうという意見もいただいております。

教育委員会としては、原則、今までの学校の統廃合については、現有施設を有効活用していくことが基本であるとの説明はしておりますが、この地域はこういう意見が多い現状です。

(3) 今後の進め方ですが、特に次年度については、将来的に新たな学校を設置する場合の学校像等について、さらに具体的に検討していかなければいけない。委員からは早くまとめてほしいという意見も出ておりますので、来年度あたりにまとめなければいけないと考えています。

説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

ご意見よろしいですか。

柏木委員

見せてもらって、地元の高校を残すことは地元の思いだと思います。その中で、高校を残すだけではなくて、子どもたちもそこで残ってほしい、就職してほしいという考えがあると思います。なので、発想の転換で地元の企業、こういう子どもたちがほしいという地元の企業からの意見を吸い上げて、それに沿ったカリキュラムのコースをつくってみるのも、一つ考えとしておもしろいのではないかと思います。企業の意見を聞いていくことは、その企業に合った子どもたちを育てることにもなって、その子どもたちが残ってくれるとしたら、さらに続いていくということで、子どもたちのニーズも必要だと思いますが、企業のニーズも一つ切り口として考えてみてはどうかと感じました。

岩崎委員

3地域とも非常に悩ましい部分だと思ってお話を聞いていましたが、紀南はある程度、目標年次みたいなのが粗々でも設定されている感じでしょうか。来年度は統合するとすればこういう学校をという。

教育政策課長

まだ明確には年次を設定してないですが、木本高校は5学級、紀南が2学級というところ、地元の中学校卒業生の全体を見ますと、平成31年、32年ぐらいが厳しくなってくるだろうという予測はできます。

岩崎委員

大体そのころまでにはという意味ですね。そうすると、ずっとお伺いしていて、伊勢志摩がその意味でいうと、目標年次は特には示されていないということではないですか。

教育政策課長

伊勢志摩地域については、現行の高等学校活性化計画の中では、南伊勢高校の度会校舎と南勢校舎についてという記述がありますが、なかなか地元が今頑張って活性化の取組をしてくれている中で、生徒数も一定、集まっていますので、今少し、それ以上に厳しいところが出てきているので、その形どおりにはなっていないということで、それ以外は全然年度のめどは立ってないです。

岩崎委員

この前も言いましたが、南部地域活性化局の仕事をしていて、岸川さんが一生懸命頑張っているじゃないですか。高校生の発表を聞きに行きますが、あのように頑張っているところは頑張っているんですが、教育委員会としてはどうすべきかというのは、地元が頑張っていればそれで行けるのかといたら、教育委員会の立場としてはそうじゃないだろうという気もしますし、そここのところで私自身の関わりもどうすればいいんだろうと思いつながら悩ましいなと思っている。南伊勢はどうしたらいいんでしょうか。

教育長

この活性化計画については、来年度、改定をしなければいけないということが1点。その際には公私比率の問題も、25年に定めて3年経過しているというので、再度、見直しをかけるということがありますので、このあたり非常に来年度28年度難しい舵取りになってくるかと。活性化計画を新たに作り直すということですが、地方創生の観点でどうかと。

柏木委員の言われた企業ニーズというのは、商工会議所とか産業界、JAとか商工会などいろんな人が入ってもらっていますので、企業そのものも反対ではないですが、そういうニーズは聞いておりますが、なかなか難しいのかなという、来年度については。

教育委員さん方もいろんな場面で出席していただく中で、一定、教育委員会としての考え方、スタンスを議論していただく必要があるかということで、28年度になったら、定員を割れている学校、あるいは、生徒数が減少していく中で、先ほど紀南の31年から32年になったらという話が出ましたが、今の小学校6年生が中学校へ入る前までには方向性を示さなければいけないということが今までの議論ですので、中学校へ入った子らのときに、例えば、木本と紀南を統合しますとは言えないですね。3年間、猶予をあげなければいけないことは、28年度にきちっとしないと、本当は31年には間に合わないという状況もあるということで、結構、これはシビアな話です。

南伊勢もそうですが、志摩や水産、鳥羽など2クラスの学校、3クラスもあります。どうするかという話を、小さくても残せというのが、この協議会を開くとみんな言っておりますので。議会のほうです。利益代表になって地域の代表になってますので、そのあたり、おらが学校、小中学校をなくすのとは訳が違うと言っているんです。小中学校を統合してますと。小中学校より小さな学校ってあり得ますかと言ってもいけないんです。教育論で教育委員会はいくわけですが、社会変化、地域の担い手づくりということで、必ず議論がそこへいきます。とにかく伊勢や松阪へ行かせたら子ど

もは戻ってこないという論法なんです。ですので、なかなかこれはタイトな話で政治問題化しそうな様相です。現状はそういう状況にあって、来年度は非常に厳しい。

岩崎委員

来年度はこれがメインにならざるを得ないということですね。

教育長

北勢のほうは逆に今度は公私比率から県立を大分減らさなくてはいけないかと。3割なんです。松阪と伊勢は大体3割5分ぐらいは私学がとっているのですが、そこはいいんですが、北はみんな県立が埋まっているんです。最終志願倍率を見てもらったら分かると思いますが、松阪から以南が全部割れているんです。大きく割れています。北のほうはみんな工業や農業や商業へでも私学よりも県立へ行こうと。

森脇委員

要望です。実態をこの目で見てみたいという。活性化の協議会にも少し出たりとか、あるいは、紀南、木本あるいは南伊勢あたり的高校も見てみたいという、実際のこの目で見てと思いました。

岩崎委員

明後日ありますよ。尾鷲高校の生徒の取り組んだことの発表があります。

柏木委員

前に四日市農業でしたか、先生が愛知県から替わってきて、三重県は丁寧すぎるほど地域の意見を聞いて、丁寧すぎるほど子どもたちとか先生方のことを考えて再編をしていく、とてもすばらしい県だとその先生はおっしゃっていましたが、よその県でもこういうことは十分起き得ることで、現在起きているはずですが、よその県の進め方も一回お聞かせ願えればありがたいと思います。よかったら調べてください。

教育政策課長

現状で簡単などころで言いますと、一定の県では県が決めてから説明会をやるという形が多いような感じです。極端な県ですと、県立高校全部の計画を県がつくって発表して、後で意見を聞くという県もあるようです。三重県は逆に意見を聞いて進めなければいけないということで、これがなかなか進みにくい原因ですが。

柏木委員

どちらがいいんでしょうね。

教育長

滋賀県では統合で地元の市町村が反対して延びましたが、結局は最後、そうなるんですが、県のほうと。長野もそうでした。秋田も山形もみんな県がトップダウンで決めるんですが。静岡県もそうだったですね、よその県はトップダウンで施策は決めていく。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる特定事業主行動計画の策定について (公開)

(小見山教職員課長説明)

報告4 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる特定事業主行動計画の策定について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にかかる特定事業主行動計画の策定について、別紙のとおり報告する。平成28年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページ、2ページをご覧ください。「1 概要」です。平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が10年間の時限立法として制定されたところです。その目的は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それをもって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することとしているところです。

この女性活躍推進法では、事業主が行動計画を策定し、目標を設定して積極的かつ主体的に女性活躍に関する取組を実施することとされています。このため、三重県教育委員会におきましても、女性活躍推進法第15条に規定する「特定事業主行動計画」として「女性活躍推進アクションプラン（仮称）」を策定するものです。

「2 内容」については、別添の計画どおり取りまとめたところで、今年度中に策定するというございます。

計画期間は平成28年4月1日から33年3月31日までの5年間とさせていただきます。

対象となる職員ですが、県立学校職員、小中学校の県費負担教職員及び県教育委員会事務局職員が対象です。

構成は、「計画の策定」「計画の方針」「計画期間」「推進体制」「目標」「具体的な取組」の6項目で構成をさせていただきます。

2ページの計画の方針ですが、3つの方針に基づいています。1つ目が、女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進です。女性の活躍は一層重要となっていることから、職員が理解して組織全体での推進が必要ということです。2つ目が、採用から登用までの各段階における取組の推進ということで、女性職員がその個性と能力を発揮し活躍できるよう、採用から登用までの各段階で積極的に女性活躍の推進に取り組むということです。3つ目が、女性が活躍できる職場環境の整備ということで、より良い教育活動を継続していくためには、職員が元気で意欲を持って子どもたちに向き合うことが大切であることから、総勤務時間縮減など、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、職場環境の整備に取り組むところです。

目標としては、32年度の4月1日を目指してとなりますが、「管理職に占める女性職員の割合」を目標に取組を進めたいと考えております。現状値が平成27年度15.7%を平成32年度では20%ということで、少しチャレンジングな目標設定という形の目標を定めて取り組みたいですとっております。

以下、最終案を冊子としてお付けしております。めくっていただきますと、目次があり、1ページの計画策定については、趣旨概要でございますので説明させていただいた内容となっております。2ページの計画の方針も、今ご説明させていただいた3つの方針です。計画期間はご説明させていただいた28年4月1日から33年3月31日までの5年間です。

推進体制については、3つ書かせていただいておりますが、まず、このプランを所属で周知して取組を進めます。あと、女性活躍推進委員会という、県立学校、小中学校及び県教育委員会事務局の関係職員で構成する委員会を設置し、このプランの具体的な実施状況や目標の進捗状況などについて、毎年点検評価します。そのプランの窓口は教職員課が担当して進めたいと考えています。また、この中身については小中学校の先生も関係してきますので、市町教育委員会と連携して、日常のサービス管理を担っているのが市町教育委員会ですので、適切に連携して取組を進めます。

目標については、先ほどご説明させていただいたとおり20%という形で置かせていただきました。

つぎに、具体的な取組は3つに分けております。4ページ、5ページが採用です。実際のところ、本県の教員の採用においては、半数以上を女性が占めている状況で、多くの女性が活躍していただいている職場です。そういう中でも、今後も教員採用試験における女性の受験者の確保に向けて、その職業の魅力であったり、育児休業の制度のPR等も含めながら、職場環境を積極的に広報することで、少しでも受けていただけて対応を進めたいと考えております。

採用の中で、取組として4つの項目を上げさせていただいております。少し継続的なところもございますが、引き続き多くの方に受けていただく取組を進めたいと考えております。

4ページには、表の中で女性職員の割合と新採の受験者の割合等もお示しをしております。

6ページ、7ページは、配置・育成・登用です。公立学校における校長、教頭、事務長の管理職のうち、女性の割合は毎年少しずつ上昇する傾向にあります。27年度は全ての校種を合わせて15.7%です。表2-1にこの概要について、それぞれお示ししました。これまで各学校で女性職員を適材適所でいろんな形で配置をしたり、従事する仕事の中身についても、いろんな形で機会拡大という形で取り組んだり、管理職選考についても受験しやすくなるような見直し等も行ってきたところですが、引き続き、管理職への女性登用に向けて取組を進める必要があるということで6ページに整理をしております。

取組は7ページですが、今年度から設置しました主幹教諭、指導教諭への登用であったり、教諭段階では主任を経験させるとか、あと、県教委、市教委と行政部門との人事交流を積極的にすることで人材育成に努めたいということ、管理職選考についても、これまでいろんな形で制度の拡大、改善をしてきましたが、引き続き行うことであったり、管理職を目指そうとする女性職員が先輩の女性管理職に気軽に相談したり、女性管理職同士が情報共有や意見交換が実施できるような女性職員のネットワークづくりについての検討を考えていきたいと思っております。

最後の項目の8ページ、9ページは、職場環境の整備です。現状と課題では、育児休業や介護休暇など、育児や介護をしながら仕事を続けられるための制度については、これまでも導入を進めてきたところです。子育て支援については、昨年度、次世代育成対策推進法の関係でも第三期特定事業主行動計画を策定し、現在も進めているところです。そういう中で、特に長時間勤務など職場環境の整備については大事ですので、子育てや介護などの両立に取り組む職員を支援して、また、総勤務時間の縮減に向けた取組を職場環境の整備の意味で進める必要があるということで整理をしております。

9ページの取組です。以下の6つの項目、多くの部分については、これまで取り組んできた中身も多いですが、引き続き職場環境の整備、総勤務時間の縮減については、例えば、三重県教育ビジョンの施策の一つとして位置づけ、具体的な取組を推進していくこととか、総勤務時間の縮減について、各学校の実情に応じた取組方針も策定していただき、その確認もしてきておりますが、それについてもきちんと適切に進めていくことなど具体のものとして、引き続き取り組んでいきます。

簡単ではございますが、以上のような形で、この中身については、小中学校の職員も関係しますので、市町教育委員会にもご意見をいただいて、関係団体のご意見もいただいたうえでの調整とさせていただいて、本案として取りまとめました。

簡単ではございますが、説明は以上です。

【質疑】

柏木委員

学校長になるためには、必ず教頭を経験しなければならないのでしょうか。

教育長

そんなことはないです。教頭相当職であればオッケーです。

柏木委員

教育委員会とかにいて、校長になれるという意味で。

教育長

校長試験は通ってもらったらいいんです。校長試験に通ってもらったら教頭をしなくてもいいです。

柏木委員

現場を見ていると、教頭職というのは結構幅が広く、いろいろなことがある中で、時間拘束も結構あるような気がするので、特に女性は教頭に上がることに結構ハードルが高いと感じるので、そこら辺のことも教頭相当職、教育委員会に引っ張ってきて、2番目に書いてあるような違う水をちょっと味わってもらって、学校に帰ってもらうのもありかと。それに、女性の校長先生がいい人がやっているのかもしれないですが、学校訪問に行かせてもらうと、みんな意識が高くて生き生きとした先生方が多くみえるので、もっともっと頑張ってもらっていただければと思いますので、よろしく願います。

教職員課長

7ページでも少し取組の中で触れさせていただいておるところもありますが、確か

におっしゃっていただいた教頭の仕事も非常に大変なところもありますので、○の3つ目のような形での取組の中でも教頭職も円滑な実施というところも、魅力ある職という部分も必要ということで、少し書かせていただいて進めたいと考えているところです。

森脇委員

平成23年から27年までの5年間を見ると、それほどパーセントは高まっていないですね。14.2から15.7。これから後の5年間で20%という目標、チャレンジだとさっきおっしゃいましたが、何かこれまでとは違う取組をしないと5%は難しいんじゃないかと思うのですが、そのあたりはどういう手を考えて、これがいいんじゃないかという目玉みたいな手があるんでしょうか。

教職員課長

例えばということで管理職選考にあたりまして、今までは学校推薦は男性1名、女性1名だったのを、女性については複数以上でいいとか、いろんな形で女性が受けやすい環境づくりは進めてきているところです。この目標を具体的に達成しようといいたしますと、退職で抜ける人と承認で上がれる人が同じ数では目標が全然達成できませんので、その数プラス、平均で10名以上、プラスで女性を登用していかないことには、この目標が達成できないということになります。そういう中では、まずは受けていただくことが大事になりますので、それについては、各市町教育委員会も含めて管理職の現場の校長に、ぜひ積極的にご助言もいただき、その前提として、例えば7ページの2つ目の○の主幹教諭、指導教諭のところ、教頭職の一つ前のステップのような形の職、特に指導教諭などは今年度多くの女性の教員さんが受けて、なっただけだったので、そういう職へ若いうちから頑張ってもらっていただくなど、そういう働きかけも含めて、いろんなことを組み合わせ、まずは優秀な方に受験していただく環境づくりなり仕組みなりを、今まで以上に少しずつでも整えたいと考えています。

教育長

正直を申し上げて、22年までは女性登用という言葉はなかったです。23年ぐらいから意図的に女性を上げてきたりすると。それまでは女性と男性だったら男性を管理職に上げていましたが、それは違っだろうという、女性をとにかく同じ成績だったら上げていこうと。課長が言ったように女性は2名推薦してもいいとか、県内に女性校長、教頭会というのがありまして、それがネットワークですが、年1回会合を開いていて、今年は7月か8月ぐらいに大会を三重県内で開催すると思っています。

森脇委員が言われるようにこれはという目玉はないので、地道にあたっていくしかないかと。ですので、この14.2というのも、かなり23年度は上げたつもりで、それ以前に比べれば。小中、県立も、事務局などはすごく上がっています。意図的に一桁だったのを二桁にしていくという。事務長さんは交流人事があるので、これがなかなか難しく、事務長に女性職員を上げて、知事部局にそれを取られることがあります。

また、とにかく知事部局はもっと厳しい数値目標を設定しています。うちの20より、30でしたか。

教職員課長

本庁は30です。

岩崎委員

それは管理職の登用を30%。

教職員課長

全体では10%です。本庁だけは今ももっと低いんですが、それを30%という格好で聞いているところです。

教育長

我々としては、登用しても力がついていないので、つぶれてしまったらやっぱり女性管理職はだめだ、女性管理職の下では働けないと言われないうちにちょっとずつ上げていかないと。課長が言ったように、主幹教諭や指導教諭へ上げて教頭へ上げてとしていかないと。柏木委員が言われたように教頭をしないで校長にと。校長になったときに教頭の業務が分からなかったら、多分だめですね。いきなり平から課長になったという、これは仕事が多分回せないと思います。次長や部長の言うことが分らないと思います。人材育成と登用は難しい。委員長はよくご存じだと思いますが。

委員長

仕組みや制度的には男性・女性関係なく平等なんですね、全く。ただ、そちらの試験を受けるかどうかは本人が選択するわけでしょう。それは、例えば未婚の人もみえるでしょうし、家庭を持って、場合によっては子どもがみえる。その自分の私生活との両立のウエイトバランスでやめとこうかという方もいっぱいおられるのではないですか。

教職員課長

おっしゃるとおりで、ご自身の生活をいろいろ考えて、そうしたときに、先ほど少しお話のありました教頭職であれば、より魅力的な仕事で頑張ろうではないかという部分で、仕事もそうですし、あと、教職員数についてですが、まだ50歳以上の年齢では男性と女性と比べると男性のほうが多かったですし、それ以降になってきますと、変わらないか女性が多い格好になってきますので、逆に今以上に半々でやっていただいて当たり前というぐらいにならないことには、管理職をきちんと埋めていけないということもありますので、そんなところも含めて意識を持っていただけるようなことも含めてPRしていかないといけないかと考えております。

委員長

これは女性・男性という選別で受験するためのハードルが同じといっても、盛んに言っている、例えば結婚したら、夫がいかにそれを理解するかというようなこと。真剣に女性の職業人としての活躍を願うと、あるいは、パーセンテージをもっと上げようと思うと、制度でやっていくしかないと思いますね。

あるときに、うちの会社の女性の従業員で優秀な人がいて、子育て中で。君が僕に何か一つ願い事を言うとすると、何を言うといったら、社内保育所をつくってくださいと。生半可な給料ですと、保育料を払うために働いているみたいなもの。一番いいのは何かといったら、自分の職場、会社の中に託児所があって、来るときに置いて、しかも、それが企業補助とか何かの補助でほとんど経済的負担なしで、帰りには連れ

ていけるというのが一番いいですね。学校の中にはそんなのはないですよ。教職員のための託児所。私立はあるのと違いますか。どこかの私立の幼稚園で託児所がある。
教職員課長

大きな病院ですと、そのようなことがあるとお聞きしたことがあります。

委員長

本当に女性にそういうことも余り気にせず働いてもらおうと、能力を出してもらおうと思うなら、そこをやらないと、かえってしないと思いますね。

柏木委員

友人の教職員に聞いたところによると、教頭と校長に対する魅力がないと。あとは子どもが好きだと。現役で子どもと関わるための担任がしたいと言われる女性の教職員もいて、教頭職と校長職への魅力はなかなか見つけられないということを書いてみる教職員の方もみえました。

委員長

キャリアの女性が書かれた体験記などを読むと、それを何人にも真似をせよというのは大変ですね。2人分働いてみえますから、子育て、仕事、転勤、いろんなことを乗り越えて。そこを本気で考えるならどうするか。女性の意見をもっと聞いてどうしてほしいか、大変なことだろうと思います。

やはり誰が理解するかといえば、男性側が理解しないことには、これはなかなか変わっていかない、これは永遠のテーマなので。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告5 教職員の資質能力向上支援事業の平成27年度実施結果及び平成28年度概要について (公開)

(小見山教職員課長説明)

報告5 教職員の資質能力向上支援事業の平成27年度実施結果及び平成28年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成27年度実施結果及び平成28年度概要について、別紙のとおり報告する。平成28年3月8日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1 ページをご覧ください。別紙として整理をさせていただきました。「1 要旨」です。教職員の資質能力向上支援事業による指導が不適切である職員への対応として、平成27年度指導改善研修を受講した教員の研修後の措置並びに平成28年度指導改善研修の対象となる教員の認定及び措置を決定しました。

3 ページの参考をご覧ください。指導が不適切である職員への対応ということで、これまで取り組んできた中身と制度の概要についてご説明させていただきます。

まず、「1 経緯」ですが、三重県教育委員会では、独自の施策として、平成15年度に「指導力不足教員の対応に関する要項」等を整備し、指導が不適切である教員の指導力向上を支援する取組を始めました。

そうした中で、平成19年の教育公務員特例法の改正により、これらを踏まえて平成21年3月に新たに「指導が不適切である教員の対応に関する要項」を制定し、同法に基づく制度として現在取り組んでいるところです。

「2 制度の概要」ですが、指導が不適切である教員の定義は、学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力や教育公務員としての資質の課題がある者、期待に応えられないため、その支援、その他の措置を要する教員というのを定めております。認定の手続きですが、校長は度重なる指導によっても改善が見られず、指導が不適切と考えられる場合は、具体的指導・観察記録等を作成してということで、県立学校では県教育委員会であったり、小中学校であれば市町教育委員会へ報告ということです。

県教委については、その報告及び本人の聴き取りをもとに、弁護士、精神科の医師、学識経験者で構成する指導改善研修審査委員会の意見を聞いて、指導が不適切である教員の認定を行うほか、精神的な疾病が疑われる場合は受診の必要性の認定を行い、研修の実施や受診の指導を行います。

戻っていただきまして、そういう仕組みの中で1ページの(1)平成27年度の実施結果ですが、平成27年度に指導改善研修を受講した小学校教員2名の研修後の措置について、1月28日開催の指導改善研修審査委員会でご審査いただきました。その意見をもとに2月3日開催の三重県指導改善研修判定委員会において、当該2名について審査をし、研修後の措置を決定しました。2名がアとイの形で分けております。

1人目ですが、指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の指導を伴う勤務に復帰させるということで、この1年間については、復帰をさせますが学校で指導プランを作成して、課題に応じた指導を受けながらの勤務する形で現場に戻します。この職員の状況は、学習指導や社会性に一定の成果が見られるということで解除するということですが、一部、生徒指導における課題が完全に解消されていないことから、学校での支援をしながらということでの措置でございます。

2人目がイです。この2人目の職員は認定を解除せず、校外指導改善研修、今年度受けていただいた研修をもう1年延長します。この職員は研修において一定の成果が表れ始めているものの、更なる向上が必要ということで上記の措置となりました。

次が、28年度の概要ですが、28年度の指導改善研修の対象となる教員について、市町教育委員会等から2名の報告があり、この2名につきまして、1月21日の指導改善研修審査委員会においてご審議いただいた結果に基づき、2月3日開催の指導改善研修判定委員会において2名を審査し、残念ながらいずれも指導が不適切であるとの教員に認定し、校外指導の改善研修を来年度受けていただく措置を決定したところです。

「3 今後の対応」ですが、解除した1名については、指導を伴う勤務に復帰させるということにもなりますので、市町教育委員会と所属長の校長と連携して円滑な復帰ができるように、引き続き、復帰後も適切な指導を行っていきたいと考えております。

あと、今年度解除しなかった1名と、新たに指導が不適切であると認定した2名については、その課題に応じた研修プログラムを作成のうえ、来年度1年間、総合教育センターにおいて研修を実施したいと考えております。

報告は以上でございます。

【質疑】

森脇委員

新規採用教員の勤務状況とも関係すると思いますが、この2名の方の経験年数はどれぐらいの年代の方でしょうか。

教職員課長

1名は今年の新規採用の方で、もう1名は56歳の方で、これまで十分経験を積んでみえた方ですが、最近、指導の状況がということで、その2名です。

森脇委員

この2名の場合、かなり深刻な状況だと思います。かなり裾野が広いんじゃないかという気もしますが、かなり深刻な問題の2名の話ですね。ということは、裾野の方々の話は、また別に研修などの形でやってもらえるのでしょうか。

教職員課長

研修センターでもフォローアップ研修であったり、いろんな形でこの研修の準備をして、その方々の条件に応じた研修をしているところですが、特にこの1年目の職員については、少し休んだりということもあったりして、なかなか厳しい状況の中で、今回研修にということで認定したところです。

柏木委員

今年の2人のうちの1人は延長ということですね。延長というのはなかなかないようなことだと思いますが、この方の1年間、総合研修センターで指導を受けた中で、更に延長してもっともっと頑張ろうという気持ちがあるのかどうか。この人は1年間、この中で勉強してきて、復帰をするために一生懸命課題を克服しているんですが、それでもできなくて、更に延長ということで1年するということですが、この方のやる気はどうでしょうか。

研修担当次長

直接、センターにおいて1年間、研修を受けているのを間近に見せていただいて、課題認識、自分にこういう課題があるというのをしっかりと認識するのに時間がかかりました。その認識を理解したうえで、自分はこのような改善をしていかなければいけないという前向きな表情が表れてきたのは年度末になっていました。初任者で採用され、1年間、学校で経験を積んで2年目であり、自己の課題をきちっと見据えたうえで自分で改善を図ろう、あるいは、そのことを克服していこうということで1年間かかった。この方が何年も経験のある方であれば、その場でいろいろ判断もあろうかと思いますが、初任者であるということや、また自分の課題を見つけて解決していこうというのが年度末であったことから、1年間延長ということでそういう措置を採らせていただきました。本人の意欲という観点がようやく出てきたかと。

委員長

自分に足りないところを認めるのは至難の業ですね。これは永遠のテーマだと思っています。誰から言われるか、指摘されるかによってむちゃくちゃ腹が立ちますし、人から言われると。なかなか難しい。

岩崎委員

その人は教員以外の他職種への配置替えは考えられないという感じですか。そこまではいってない、課題の発見までで。これで教育現場に戻ろうと思うかどうかというのは、まだこれからですか。

研修担当次長

今年1年間、研修を受けて、その後、来年度の時期が来たときに進路を選択します。

岩崎委員

配置替えもあるということですか。

柏木委員

まだ若いんですね。新卒で合格したわけですか。

研修担当次長

いいえ、3年間、講師経験がある。

柏木委員

講師経験があつてですか。

教職員課班長

3年の間に1年程度しかございません。卒業して3年ぐらいまでですが、そのうちで講師をしていたのは1年弱です。

委員長

ここでもっばら言っているのは児童生徒に対する指導力。指導力を評価するのは誰がするんですか。

研修担当次長

研修の内容を簡単に触れさせていただきますと、3名の研修主事と5名の嘱託、これは校長OBです。この方々がその子に応じた研修プログラムを策定いたします。中には模擬授業をして、この方が生徒となったり、あるいはロールプレイングの中で自己の課題を気づかせていきます。また、職場体験のような形で、例えばホテルへ行ったり一般企業へ行ったり、そういった研修もしながら、自己の課題の認識とコミュニケーション能力や生徒理解、あるいは、保護者との対応の中から信頼関係を構築していくことであるとか、そういったあたりを今回は1人に対して8名がしっかりと丁寧に、かつ、その先生のモチベーション等々も丁寧に引き上げる。あるいは、カウンセラーにも入っていただいたり、そういう部分でのケアもしながら丁寧に進めさせていただきます。

教育長

正直言って大学教育で何をしてきたかということです。また、養成もそうですが、採用にも問題があるのではないか。この事業を始めた平成15年には10人おりましたが、半分以上、7名は自分からやめますとかなってきました。今の子どもで多分一緒だと思います。市町の教育委員会は、この子は条件付採用で、優しすぎてダメです

と言えないんですね。条件付採用ですから、あなた、もう職業を変えたほうがいいですよときちんと職業指導をすればいいんですが、できないんです。それで県へあげてくるという。まだあげてくるほうはいいほうで、しょうがないので1年は置いておくかという校長もおります。

委員長

職業を変えたほうがいいですよという、どういう言い方、誰が言うか、聞く側の精神状態がどういう状態のときか。

教育長

でも、私、教員5年しかしてませんが、教育実習の子に、君は絶対先生に向いてないからやめなさいと言ったことがある。先生に言われてよかったとって、今、その子は教員にならずに県職員をやっているのですが、本当に胆力込めてやらないといけない。大学生なのでよかったのかもわかりませんが。実習に来て、高校の卒業生なので感謝してもらっていますが。

委員長

よろしいですね。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第57号 平成29年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。